

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

掛川市

2 構造改革特別区域の名称

保育一元 幼保一元特区

3 構造改革特別区域の範囲

掛川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、昭和54年全国に先駆けて生涯学習都市宣言をし、生涯学習社会の実現を目指して25年間運動を展開してきた。中でも乳幼児は、生涯学習人生の初期を形成する時期と捉え、「胎教から三つ子の魂の教育」を進めるなど、その重要性に着目してきた。

当市の人口は、80,563人(平成15年3月末現在)、内就学前人口は、4,743人で総人口の5.9%であるが、平成元年には5,835人あり、14年前に比べて20%近く減少している。この14年間の幼稚園、保育所の入園者数の推移を見ると平成元年の幼稚園児1,963人が平成15年には1,438人に減少している。なお、当市において3歳児保育を実施している公立園は9園中4園(平成15年度現在、4園中1園は試行実施)であり、預かり保育は実施していない。一方、保育園児は、平成元年794人が平成15年には987人になるなど25%近い伸びを見せている。

就学前人口の減少に伴い、公立幼稚園は、小規模化し多様な保育ができにくい状況になってきているが、この他築後20年を経過する老朽化園舎の増加や幼稚園3歳児保育実施のニーズや保育所の多様な保育へのニーズの高まりなど、当市における幼児を取り巻く環境には4つの大きな課題を抱えている。

このため、平成12年に「掛川市幼児教育振興計画」を策定して、これらの諸問題を保育一元、幼保一元の方向で解決していくこととし、施設面でも公私立幼稚園・保育園合わせて21園を8園に再編する構想を打ち出し、現在幼稚園と保育園の一元化施設としての第1番目の園(幼保園)が公設公営で本年4月に開園したところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成12年に策定した「掛川市幼児教育振興計画」に則り、就学前の児童に保育園・幼稚園の区別なく同一の場所で同一内容の保育を実施し、質の高い幼児教育を保障していこうとしている。その手法として、市内の公私立幼稚園・保

育園 21園を幼稚園と保育園を合築した6つの園(以下「幼保園」という)と幼稚園 2園の合わせて8つの園に再編する幼保再編計画を実施中であり、その第1番目の園として「掛川市立乳幼児センターすこやか」が、本年4月に開園したところである。

今後当市は、この幼保再編計画の実現に向けて逐次事業を推進していくが、実際この計画による施設を運営していく上では、幼稚園児と保育園児の合同活用事業を取り込んで、より質の高い保育事業を展開していくことが必要と考える。また事務を管理する市においては保育を実施する権限と市立幼稚園の入園に関する事務の一元化を図ることにより、総体的な幼保一元化が推進できるものと思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当市では、平成12年3月に策定した「掛川市幼児教育振興計画」に基づいて幼保一元化を推進し、就学前の幼児に幼稚園・保育園という区別なく質の高い教育を保障して幼児教育の充実を目指している。このための整備計画として、現在公私立幼稚園・保育園21園を8園に再編する幼保再編計画が具体的に動き始めたところである。この計画の実現に当たっては、幼稚園関係と保育園関係を一体的にした施設作りを目指している。この4月に開園した施設の運営面を見ていると日々の保育において幼稚園児と保育園児同士の交流が盛んに行われているが、一方定員の状況を見ると必ずしも年齢ごとに定員を満たしているとは限らない。このため本施設を含め将来的な見通しの中で保育一元化を考えた場合、No.807(幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業)やNo.914(保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業)を取り込んで、ハードソフト面の有効活用を図りたいと考えている。また、これらの施設運営面とあわせて、事務の効率化も重要な要素である。特に現在福祉事務所に属している保育の実施に関する権限を教育委員会に委任することにより、事務の幼保一元化が実現し、円滑な事業推進を図ることができるようになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市においては、幼稚園の3歳児保育の需要と保育園への需要が高く、全市的な取り組みとして幼保再編計画に取り組んでいる。この計画を進めることにより3歳児保育を希望する未就園児の解消と保育園を希望する乳幼児の入所需要が年次的に解消されることとなる。しかしこの計画は最短でも平成22年度までと、長期的な計画であることから、その間の対応策として特別区域計画の実施により、欠員の生じた幼稚園や保育園で一定の集団保育が担保され、また一方では幼稚園児や保育園児の待機児解消におおきな効果が期待できることとなる。当面は第1番目の幼保園で実施し、将来的には年次的に建設を進める幼保園で順次実施していくこととす

る。この特別計画の実施により 16年度は 3歳児から 5歳児 210人の合同保育が可能となる。また将来は約 1,300人の合同保育の実施を目標としている。

あわせて現在福祉事務所に属している保育の実施に関する権限を教育委員会に委任することにより 幼保再編整備の過程に於いて、円滑な事業の推進と事務の効率化、幼稚園 保育園関係職員の意思の疎通が滑らかになるなど、事業推進に大きな効果をもたらすこととなる。

また、委任による事務の一元化により 対市民的には迅速な事務処理と幼児個々の適正な処遇の向上、保育ニーズへの柔軟な対応が可能となり 保育サービスの向上が図られることが期待される。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業に関連し、当市に於いては公私立幼稚園・保育園 21園を 8園に再編する幼保再編計画を進めている。

再編に伴い、幼稚園における 3歳児保育を実施するが、順次開園していく幼保園での 3歳児の就園状況や保育園部への就園状況を見極める中で、No 806（三歳未満児に係る幼稚園入園事業）の申請実施も考えていきたい。

また保育園・幼稚園間で園児の交流保育の実施や保育士と教諭の人事交流を実施し、日頃から幼稚園と保育園の違いやお互いの良いところを見だし相互の保育に反映させるとともに特定事業をスムーズに推進していく。また新設する幼保園には子育て支援センターを設置し、総合的な子育て支援事業の展開を図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 掛川市立乳幼児センターすこやか

区 域 掛川市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細 幼稚園児数の減少により当該幼稚園に在籍しない幼児（保育所児を含む）を含めて教育・保育ができるようにする。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の就学前人口は、平成15年3月末現在4,743人で総人口の5.9%であるが、平成元年には5,835人あり14年前に比べて20%近く減少する少子化傾向が続いている。この内幼稚園就園人口は、平成元年の1,963人が平成15年には1,438人に減少しており就学前人口の減少に伴い、公立幼稚園は、小規模化し多様な保育ができにくい状況になってきている。

一方、保育園児は、平成元年794人が平成15年には987人になるなど25%近い伸びを見せているが、長時間保育や延長保育などその保育へのニーズは多様化する傾向にある。

また、築後20年を経過する老朽化園舎の増加や幼稚園3歳児保育のニーズの高まりなど、当市の幼児教育を取り巻く環境は、幾つかの問題を抱えている。

諸問題の解決と当市における有るべき幼児教育の姿を検討する中から保育一元、幼保一元の方向が確認され、平成12年に「掛川市幼児教育振興計画」を策定し、幼保再編計画に取り組んでいる。この計画を進めることにより3歳児保育を希望する未就園児の解消と保育園を希望する乳幼児の入所需要が年次的に解消されることとなる。しかしこの計画は長期的で、計画が順調に進んだとしても全ての施設整備が完結するのは平成22年度ということである。本市としては就学前教育を一体的に進めていく理念を推進するためにも特別区域計画の実施により、欠員の生じた幼稚

園で保育所児を受け入れて一定の保育集団の確保とともに保育所の待機児解消と本市が進めている幼保一元化におおきく寄与できることとなる。

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 掛川市乳幼児センターすこやか

区 域 掛川市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細 保育所児数の減少により定員を満たない場合、定員の範囲内で保育所児と幼稚園児を合同で保育教育ができるようにする。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の就学前人口は、平成15年3月末現在4,743人で総人口の5.9%であるが、平成元年には5,835人あり14年前に比べて20%近く減少する少子化傾向が続いている。この内幼稚園就園人口は、平成元年の1,963人が平成15年には1,438人に減少しており、就学前人口の減少に伴い、公立幼稚園は、小規模化し多様な保育ができにくい状況になってきている。

一方、保育園児は、平成元年794人が平成15年には987人になるなど25%近い伸びを見せているが、長時間保育や延長保育などその保育へのニーズは多様化する傾向にある。

また、築後20年を経過する老朽化園舎の増加や幼稚園3歳児保育のニーズの高まりなど、当市の幼児教育を取り巻く環境は、幾つかの問題を抱えている。

これらの諸問題の解決と当市における有るべき幼児教育の姿を検討する中から保育一元、幼保一元の方向が確認され、平成12年に「掛川市幼児教育振興計画」を策定し、幼保再編計画に取り組んでいる。当市ではこの計画にある就学前教育を一体的に進めていくには一定の集団保育が絶対条件であると考えている。このためにも特別区域計画の実施により、欠員の生じた保育所で幼稚園児を合同で保育することにより、一定の集団保育の確保と施設の有効利用が期待できるものと考えている。施設の的にも当施設の保育室の面積は、5歳児65.16㎡、4歳児62.88㎡、

3歳児 51.48㎡(資料1)であり、これは保育所の最低基準の1人あたり1.98㎡以上の条件(5歳児および4歳児 $1.98\text{㎡} \times 30\text{人} = 59.4\text{㎡}$ ・3歳児 $1.98\text{㎡} \times 20\text{人} = 39.6\text{㎡}$)を十分満たしている。また現在の職員配置の状況は、4歳児及び5歳児は、定員30名に対し、各クラス1名を配置し、3歳児については、定員20名に対し、2名を配置している。また4歳児と5歳児担当のフリー職員を別に配置し、きめ細かい保育に心がけ、基準以上の配置を満たしている。ちなみに保育園部門全体では22名(資料2)を配置している。また、職員全員が保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を保有しており、幼稚園児を保育する上で資格的には支障が生じない。幼稚園児を保育することについては兼務辞令を交付することにより職務を明確にし、対応していくこととしている。園の経営面では、保育目標を始めカリキュラム(資料4)・年間指導計画(資料4-2)については、保育指針及び教育要領に基づき同一内容のものとして編成している。しかし実際の保育にあたっては、月間指導計画や週の指導計画のなかで幼保の保育時間の違いなどに配慮した指導計画を作成し、個々に保育を行っているのが現状である。

今後整備を進める幼保園全体にわたり合同保育が実施されれば、施設の有効活用や幼稚園児の待機解消さらに女性の社会進出や将来的には少子化の抑制にもつながるものと期待しているところである。

別紙

1 特定事業の名称

番号 916

名称 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

掛川市及び掛川市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 掛川市及び掛川市教育委員会

区 域 掛川市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細

保育の実施に係る事務（保育所の入所の決定、保育所の定員を超えた場合における入所の選考、保育所入所申込の勧奨、保育所の状況等の情報提供等）の全部を教育委員会部局へ委任する。これにより保育の実施に関する事務を権限とともに教育委員会で執行することとなり、本市が進めている幼保一元化の実施窓口の体制が整備される。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の就学前人口は、平成15年3月末現在4,743人で総人口の5.9%であるが、平成元年には5,835人あり14年前に比べて20%近く減少する少子化傾向が続いている。この内幼稚園就園人口は、平成元年の1,963人が平成15年には1,438人に減少しており就学前人口の減少に伴い、公立幼稚園は、小規模化し多様な保育ができにくい状況になってきている

一方、保育園児は、平成元年794人が平成15年には987人になるなど25%近い伸びを見せているが、長時間保育や延長保育などその保育へのニーズは多様化する傾向にある。

また、築後20年を経過する老朽化園舎の増加や幼稚園3歳児保育のニーズの高まりなど、本市の幼児教育を取り巻く環境は、幾つかの問題を抱えている。

諸問題の解決と本市における有るべき幼児教育の姿を検討する中から保育一元、幼保一元の方向が確認され、平成12年に「掛川市幼児教育振興計画」を策定した

が、現状では保育の実施に関する権限を福祉事務所長が有し、具体的な事務（保育所の入退所、保育の指導、保育料の徴収・減免・還付、職員の研修企画、運営費の経理）を教育委員会の幼稚園担当課の職員が補助執行している。一方幼稚園に関する権限を教育委員会が有していることから、入園から施設整備に至るまでの事務の決定権が二元化されており、当市の幼保一元化施策を進める上では、事務事業の効率的な推進の妨げになっていた。

増加する保育園人口と減少する幼稚園人口の調整特に幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業や保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業を実施する場合や老朽園舎の建て替えと新園舎の適正配置、多様な保育ニーズと3歳児就園の問題などは一元的に捉え解決を図るべきものと考えているが、このためには、まず事務処理体制が一元化することが不可欠と考える。

速やかにこの「掛川市幼児教育振興計画」を実施し、幼保一元化の推進と掛川市におけるあるべき幼児教育具現のためには、保育の実施に係る事務の効率的な実施が不可欠であるため、児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するため特に必要と認め、本市内を保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業特区として設定し、現在福祉事務所長に属している保育の実施に関する権限を教育委員会に委任することができることとするものです。なお、事務の委任範囲は保育所に関する事務の全部について実施することとしている。事務の委任により福祉事務所をはじめとして関係機関との連携については庁内連絡会の組織化や児童相談所等の関係機関との連絡会を組織し、連携の維持に努めていくよう考えている。